

令和 6 年度事業計画

I 基本方針

令和 6 年度の国の経済見通しについては、総合経済対策の進捗に伴い、官民連携した賃上げをはじめとする所得環境の改善や企業の設備投資意欲の後押し等が相まって、民間需要主導の経済成長が実現することが期待されています。

令和 6 年度の実質 GDP 成長率は 1.3% 程度、名目 GDP 成長率は 3.0% 程度、消費者物価（総合）は 2.5% 程度の上昇率になると見込まれます。

ただし、海外景気の下振れリスクや物価動向に関する不確実性が存在すること、令和 6 年能登半島地震の影響、金融資本市場の変動の影響等には、十分注意する必要があるとしています。

新型コロナウイルス感染症対策について、令和 5 年 5 月 8 日をもって新型インフルエンザ等感染症から 5 類感染症に変更されたことにより、基本的感染対策の実施に当たっては、感染対策上の必要性に加え、経済的・社会的合理性や、持続可能性の観点も考慮して、感染対策に取り組んでいくこととなりました。

国の経済財政運営においては、経済の再生が最優先課題であるとし、経済あつての財政であり経済を立て直し、そして、財政健全化に向けて取り組むとの考え方の下、財政への信認を確保していくとともに、賃金や調達価格の上昇を適切に考慮しつつ、歳出構造を平時に戻していくとしております。さらには、政策の長期的方向性や予見可能性を高めるよう、単年度主義の弊害を是正し、国家課題に計画的に取り組むとしております。

近年、超高齢化社会に向かって急速に歩みを進めている中で、「地域社会の担い手」として、多様な形で地域社会に参画し、これまで培ってきた豊富な知識や経験・技術を活かして、自分たちが住む地域を自らの意思と力で支え、活力ある地域社会を創造する推進役として求められています。

山形県の人口は、今年 1 月 1 日現在約 1 0 2 万 2 千人で、昭和 2 5 年をピークに減少傾向が続き、一時横ばい傾向にあったが、平成 9 年以降は自然増加も減少に転じたことから、減少傾向で推移しています。

本町の令和 5 年 4 月 1 日現在における人口は 19,763 人（令和 4 年 4 月 20,158 人）、高齢者人口の推移としては、6 5 歳以上は 7,597 人（令和 4 年 4 月 7,631 人）、人口に占める割合（高齢化率）は 38.4%（令和 4 年 4 月 37.9%）となっています。

シルバー人材センターは、急速な高齢化が進展する中で、高齢期を有意義にしかも健康に過ごすためには、定年などで現役引退した後も、なんらかの形で働きたいと希望する高年齢者が増えてきたことを背景に、「自主・自立、共働・

共助」の理念の下に、「一般雇用にはなじまないが、高年齢者がその経験と能力を生かしつつ、働くことを通じて社会に貢献し、生きがいを得ていく機会を確保する」ことを主たる目的とするものであります。

地域の高齢者が就業を通じて地域社会に貢献し、高齢者の生きがいや居場所づくりとして重要な役割を担っており、地域の特色や実情を踏まえて積極的な取組を強化していく必要があります。

庄内町シルバー人材センターにおいても、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に位置付けられたとしても、いまだ当シルバー事業についても、厳しい状況になっております。

さらに、昨年10月から施行されたインボイス制度の導入が、シルバー人材センター事業の運営に対して大きな影響を与える課題であり、これらに対応していく必要があります。また、秋頃に予定されておりますフリーランス新法の施行に伴う、契約方法の見直しに対応する必要があります。

当センターが町の施策等に応えるべく、働く意欲のある高齢者就業の受け皿としての機能を十分に果たし、地域社会の課題解決の担い手として地域の負託に応えることができるよう、関係機関と緊密な連携を図りながら、会員の入会促進や、より積極的な就労機会の開拓及び提供を図り、生涯現役社会の実現と地域活性化を目指し、会員及び役職員が一丸となって推進してまいります。

Ⅱ 重点事項

1 会員の拡大のための対応

- (1) 入会説明会を開催すると共に、センター会報「シルバー庄内」第17号、町広報「しょうない」への広告掲載等により広くPRに努め、新規会員の確保を推進し、特に女性会員の拡大を図ります。
- (2) 全国シルバー人材センター事業協会が策定した「第2次会員100万人達成計画」に基づき、PDCAサイクルによる新規会員の拡大と退会会員抑制の取り組みを図ります。
- (3) ホームページの活用による情報発信に努めると共に、情報媒体等を活用した情報発信を検討します。
- (4) 町が実施しているおおむね65歳以上の一人暮らし若しくは高齢者夫婦世帯又はこれと同程度であると認められる世帯に属するもので、疾病、認知症、虚弱等の理由から生活の一部を支援する「在宅高齢者軽度生活援助事業」に対応するため、会員の拡大に努めます。

2 就業機会拡大のための対応

- (1) 安全就業及び事故防止並びに就業率の向上を図るため設置した職群班の在り方を検討し、就業の平準化並びに未就業会員の解消に努めます。
- (2) 町長等とシルバー役員との意見交換会を開催し、シルバー人材センターの事業理解と公共事業の確保を図ります。
- (3) 役職員の協力により、職員と共に就業の開拓に努めます。
- (4) 利用者の情報の共有化を図るため、データベース化の構築を目指します。
- (5) 会員のワークシェアリングを推進するとともに、就業率の向上を目指します。
- (6) シルバー人材センターが町からの役務を提供する契約を締結するときには、随意契約が可能となることから町からの受託事業を積極的に取り組みます。
- (7) 町からの要請により町広報「しょうない」、町議会だより、県民のあゆみ等の配布に取り組みます。
- (8) 各選挙が実施された場合、ポスター掲示板の設置・撤去に取り組みます。
- (9) 庄内町において空き家が増加しているなか、空き家の管理業務に取り組むことができないか等、町との協議を進めます。
- (10) 山形県シルバー人材センター連合会が主催する各種講習会に積極的に参加するよう努めます。また、当シルバー単独講習会の開催を検討します。
- (11) 「団体傷害保険」及び「熱中症見舞金制度」に加入し、入院又は通院加療を行った場合に対応し、また、事故に対応するため、「賠償責任保険」に加入いたします。
- (12) 日々の業務の効率化・省力化を実現すると共に、情報伝達（就業提供等）のツールとして、スマホ教室を開催しながら、携帯ショートメッセージ送信サービスを活用します。

3 安全・適正就業の推進のための対応

- (1) 会員の適正な就業を確保するため、ガイドラインによる「請負・委任」又は「派遣」の就業形態を確保しつつ、派遣への切り替えを進めます。
- (2) 安全・適正就業委員会を開催するとともに、安全・適正就業委員による就業現場の巡回指導を実施します。
- (3) 安全・適正就業について、会員、役職員全てが個人そして組織全体の問題として捉え、事故の撲滅と受注及び就業形態の適正化を図り、「安全・安心」のシルバー事業の一層の展開を図るため、安全パトロール等を実施しながら、安全・適正就業強化月間を設けて取り組みます。
- (4) 安全就業に関する標語を募集し、入選作品をセンター会報「シルバー庄内」等に活用し、安全意欲の向上を推進します。

- (5) 山形県シルバー人材センター連合会が製作する来年版オリジナルカレンダー用の写真を募集します。
- (6) 事故を防ぐには、「シルバーは地域の信頼 無事故から」を合言葉に、「安全は 無理せず 焦らず 油断せず」の全国統一スローガンのもと、意識啓発を図っていきます。
- (7) 発注者の動向や会員の就業ニーズの把握に努めてまいります。
- (8) シルバー人材センター適正ガイドラインに基づき、特に請負の就業については、実際には発注者から指揮命令を受け、いわゆる偽装請負と指摘される恐れのある就業については、山形県シルバー人材センター連合会と協調しながら労働者派遣事業への対応に順次切り替えてまいります。
- (9) 交通安全県民運動を推進し、特に、交通安全教育の実施、高齢者の安全な通行の確保及び高齢運転者の交通事故防止を重点項目とします。

4 組織・運営基盤の確立と事務局体制の整備充実

- (1) 平成18年の合併から庄内町シルバー人材センターとして19年目を迎えることになり、関係機関との連携を一層図りながら運営の再構築に努めます。
- (2) コストを意識しながら最低賃金の動向を注視し、適正かつ公平な契約金（利用料金）の見直しを行い、経営感覚による運営の徹底を図ります。
- (3) 運営機能をより充実していくため、役員それぞれの具体的な担当を定め、責任分担を明確化し、組織の強化を図ります。
- (4) 理事及び監事研修会並びに職員研修会に積極的に参加し、スキルアップを図ります。
- (5) 役職員は、シルバー人材センター事業が、高齢社会における高齢者の就業に係る施策として、国、県及び町の援助のもとに運営される公共性、公益性の高い事業であることから、公共的使命を自覚して、自己研鑽に励むとともに今後のシルバー人材センターの在り方等議論を深めてまいります。
- (6) 昨年10月より導入されたインボイス制度並びに今年秋頃に施行される予定のフリーランス新法に対応した契約方法の見直しについて、全国シルバー人材センター事業協会、山形県シルバー人材センター連合会と連携しながら対応していきます。

5 ボランティア活動の推進

- (1) センターでは、就業以外の社会参加・社会貢献活動を通して地域社会に奉仕するため、ボランティア活動を推進します。